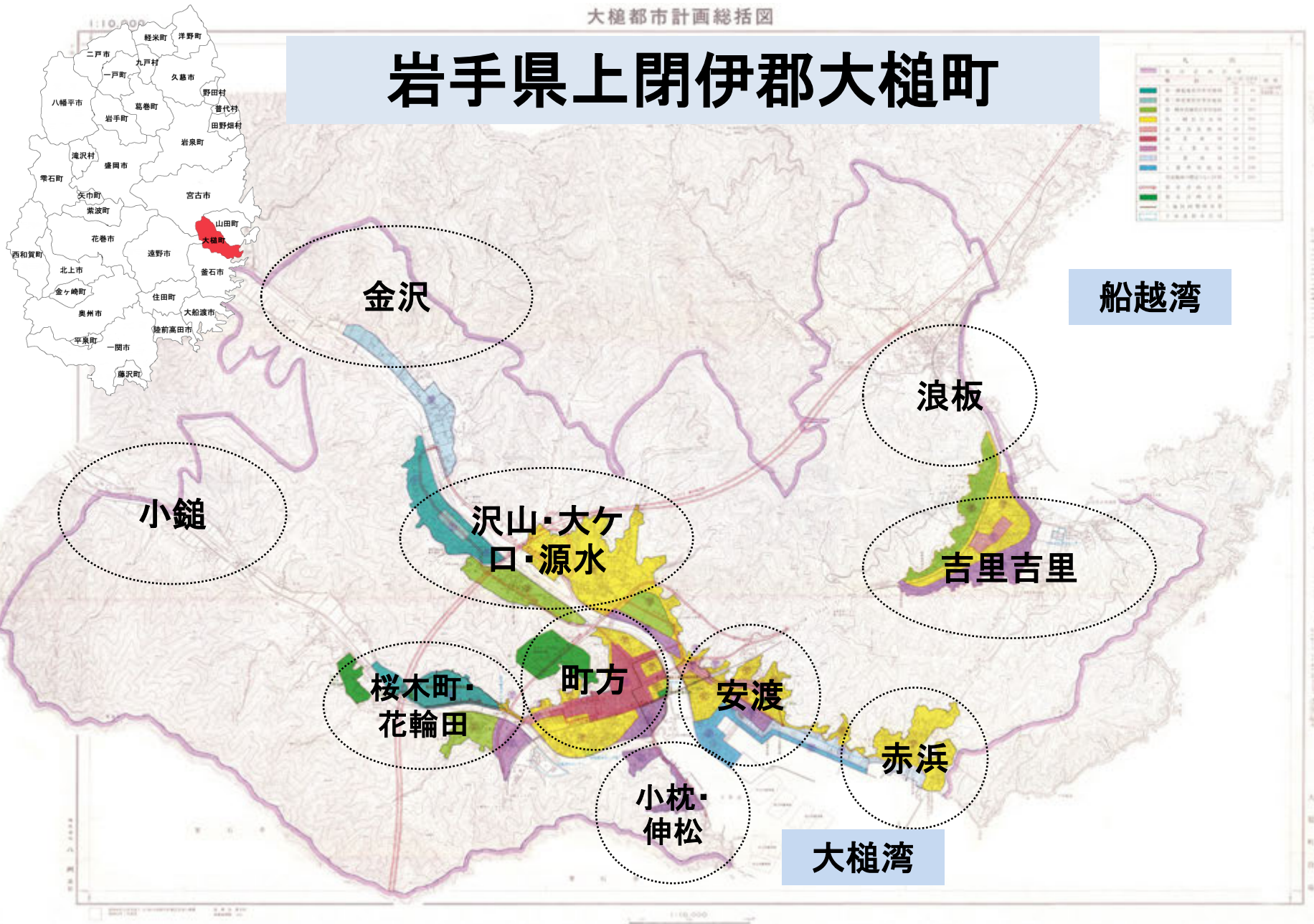


大槌町の復興状況について



大槌町復興局 復興推進課

岩手県上閉伊郡大槌町



1 被災状況 大槌湾

被災前



JR 山田線

JR山田線鉄道橋の左右岸の堤防は局所的に低い（被災前写真）



被災後

調査地域	最大波
赤 浜	12.9m
新港町	12.7m
町役場付近	10.7m



■人的被災狀況 (25/4/1現在)

- ・死亡者 797人
- ・行方不明者 437人
- 合計 1,234人
- ・関連死 47人
- ・人口推移

(23/3/11現在)

(25/5/31現在)

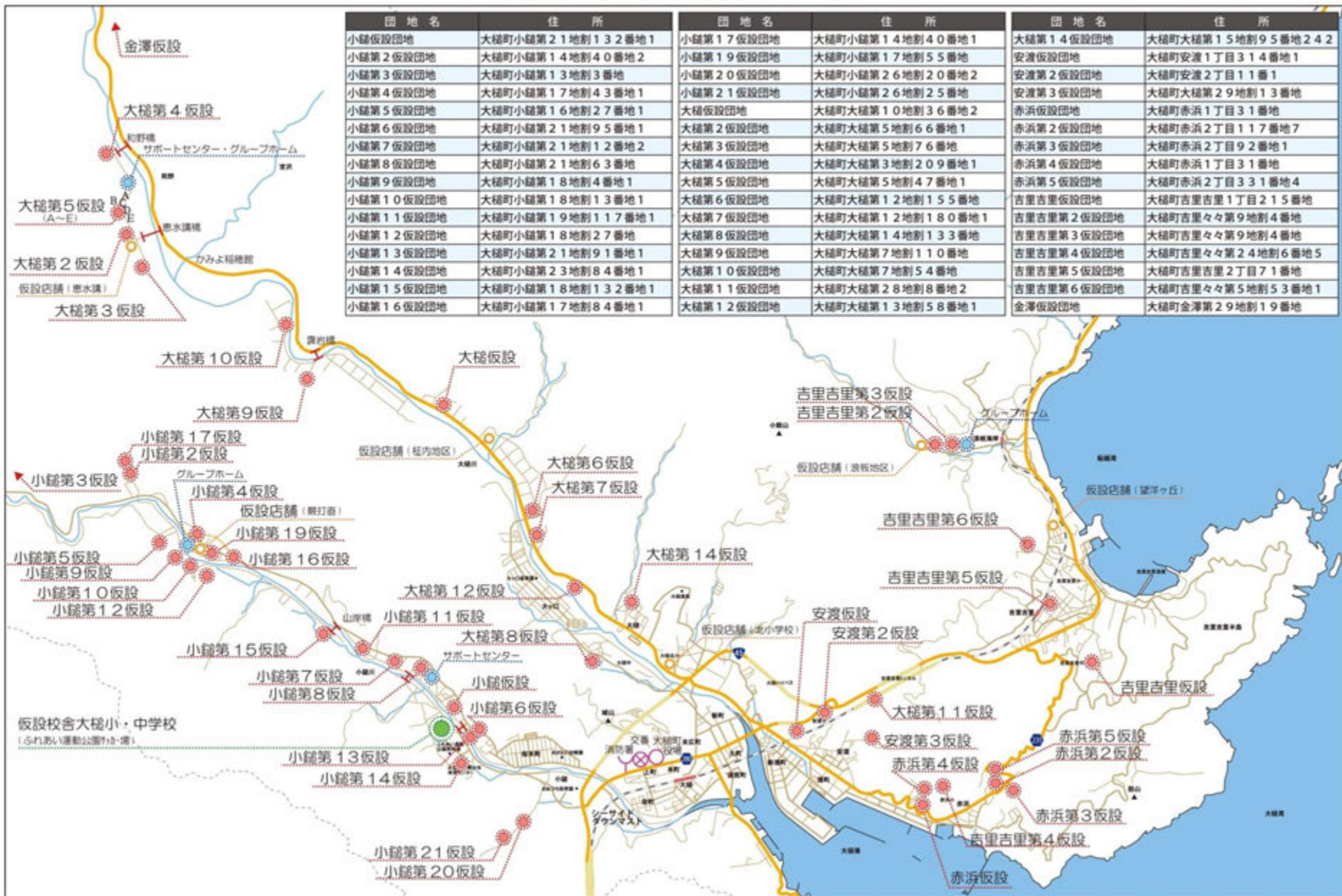
15,994人 → 12,861人 (人口減少3,133人 19.5%)



■物的被災狀況

- ・家屋全壊・・・・・3,359棟
- ・家屋大規模半壊・半壊等・・・713棟
- ・浸水面積・・・・・431ha (宅地浸水率 : 52%)
(商業地浸水率 : 98%)

大槌町応急仮 設住宅マップ

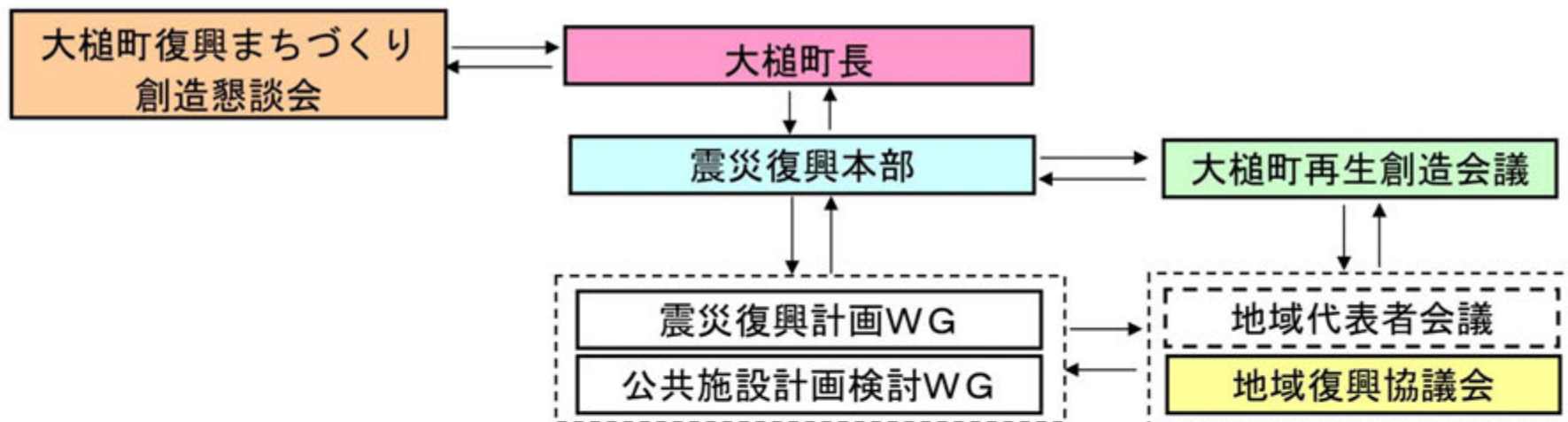


町内48箇所 戸数:2,106戸 入居世帯:1,867世帯 入居人数:4,610人 (H25年5月末現在)

東日本大震災津波復興計画 基本計画

平成23年12月26日策定

復興計画検討体制と各会議の役割



会議名	役 割
大槌町復興まちづくり創造懇談会	大槌町の復興のため、町長に対して中立的な立場から、真に意見・提言する懇談の場
大槌町再生創造会議	学識経験者、行政機関及び町の各界代表者から構成し、幅広く意見交換し復興に関して提言する場
地域代表者会議	復興に向けた町の基本的な考え方について意見交換する場
各地域復興協議会	各地域の復興は、そこに住んでいる住民から根ざした議論の展開が不可欠。地域の老若男女が集う意見交換し提言する場

地域復興協議会のロードマップ

- 全体会を2回開催し、進め方等を調整
- 地域復興協議会(各回2時間程度)の開催は、4回(小鎚地域・金沢地域は2回)を予定。ただし、開催有無によらず、必要な説明や意見には町が随時対応
- 協議会実施にあたっては、住民、町役場職員のほか、中立的立場でとりまとめを支援するコーディネーター、プランの整理等を運営支援を行うコンサルタントが参加
- 年内を目処に各地域の復興プランについて合意形成し、それを反映した復興計画を策定し公表
- その後、各地域では事業化にむけての協議を継続予定

月			10月			11月			12月		
			上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
会議											
大槌町復興まちづくり創造懇談会				第1回・13日				第2回			
大槌町再生創造会議					第1回・28日		第2回		第3回		
地域復興協議会	全体会	城山公園体育館	第1回・10日 9:00～						第2回		
	町方	城山公園体育館									
	桜木町・花輪田	城山公園体育館		第1回・16日 13:30～	第2回・29日 13:30～		第3回・12日 13:30～	第4回・26日 13:30～			
	小枕・仲松	城山公園体育館									
	沢山・大ヶ口	城山公園体育館									
	安渡	安渡小学校体育館		第1回・16日 9:30～	第2回・29日 9:30～		第3回・12日 13:30～	第4回・26日 13:30～			
	小鎚	小鎚多目的集会所					第1回・12日 9:30～	第2回・26日 9:30～			
	金沢	旧金沢小学校体育館									
	赤浜	赤浜小学校体育館		第1回・16日 13:30～	第2回・30日 9:30～		第3回・13日 9:30～	第4回・27日 9:30～			
	吉里吉里	吉里吉里中学校体育館									
	浪板	浪板交流促進センター		第1回・16日 9:30～	第2回・30日 13:30～		第3回・13日 13:30～	第4回・27日 13:30～			

事業化に向けて継続展開

計画の策定

計画の構成及び期間

基本計画：震災復興に向けた基本的な施策の方向を示す

計画期間（平成30年度までの8年間）

実施計画：基本計画に沿って各施策に対応した事業のあり方を示す

計画期間（復旧期、再生期、発展期に分けて作成）

23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度

【大槌町東日本大震災津波復興計画】

基本計画（平成23年度～平成30年度）

実施計画

第1期 ～復旧期～
平成23年度～平成25年度

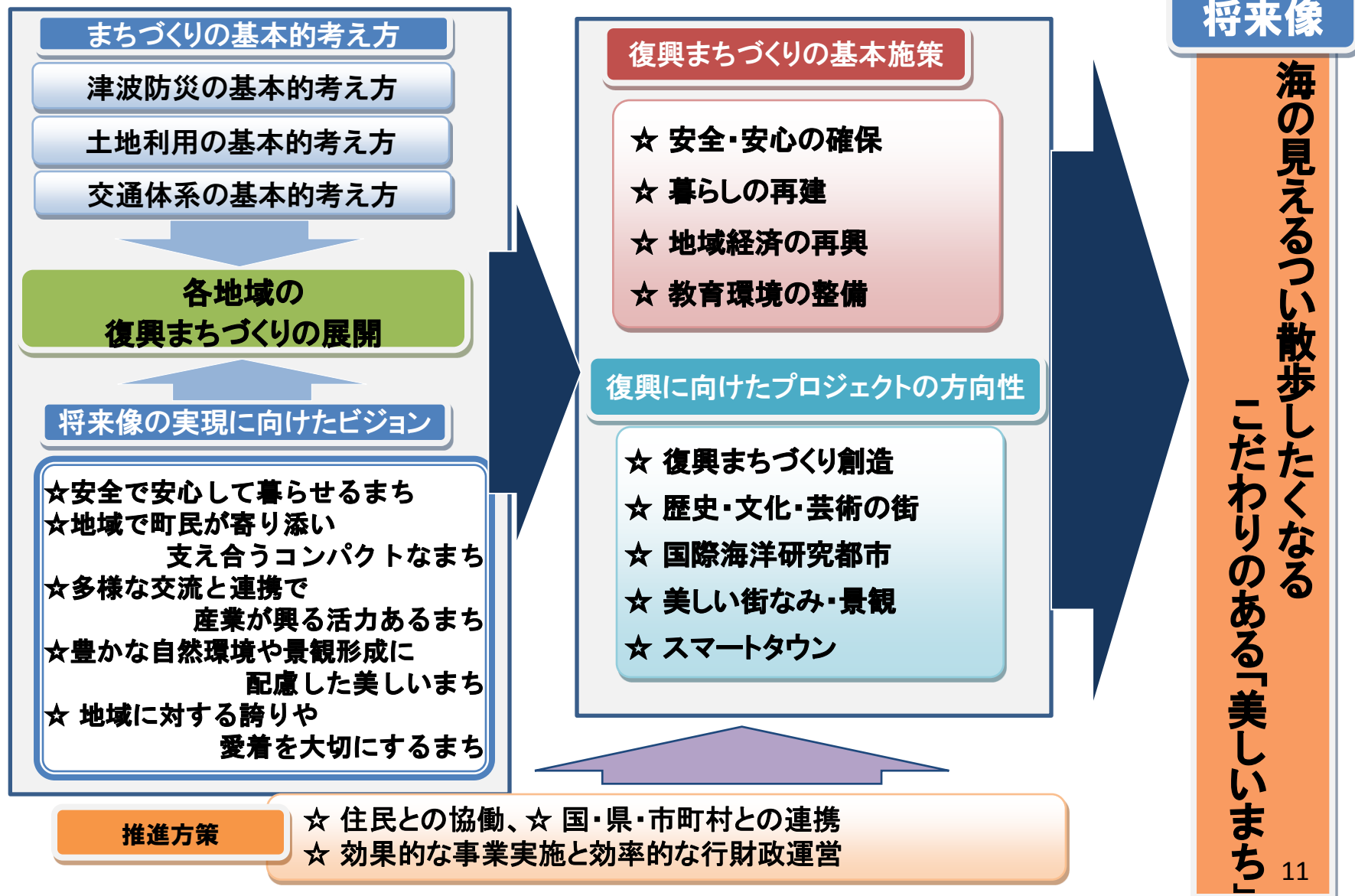
第2期 ～再生期～
平成26年度～平成28年度

第3期 ～発展期～
平成29年度～平成30年度

まちの将来像

海が見えるつい散歩したくなる
こだわりのある「美しいまち」

復興まちづくりの体系



東日本大震災津波復興計画 実施計画

〔 第 1 期 復旧期
平成23年度～平成25年度 〕

平成24年5月23日策定

大槌町復興まちづくり方針

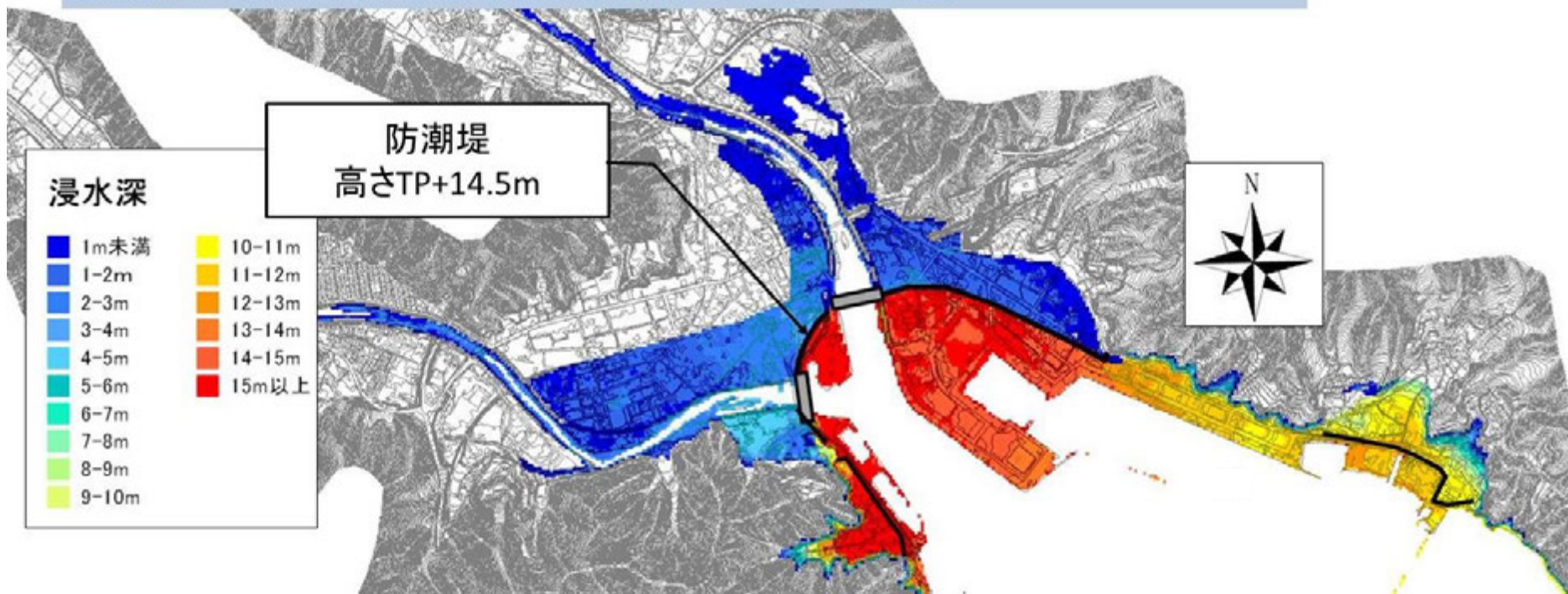
「減災」と「多重防災型のまちづくり」

- 津波リスクと向き合い、「避難する、避難できる」を基本
- 津波による犠牲者を一人も出さない「災害に強い安全・安心なまちづくり」
- 防潮堤等で人命・財産を防御する考え方から、仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」
- 比較的発生頻度の高い津波
⇒「人命及び財産を守る」
- 過去最大クラスの津波
⇒「人命を守るため、被害をできるだけ最小化する」

津波シミュレーションの活用

【条件】

- 対象津波：東日本大地震津波
- 防潮堤高さ：T.P. +14.5m（現況T.P. +6.4m）
- 地盤高さ：今回地震後の地盤高とし、さらに沈下することは考慮しない。
- 盛土：盛土厚 最大約2m（町方地区）
- 潮位：東日本大震災津波来襲時の潮位（T.P. -0.40m）



海岸保全施設等の設定条件

○防潮堤の線形及び高さは、基本計画のとおりとします。

大槌湾

地域名	施設名	復旧高	線形
町方	防潮堤・水門	14.5m	現状
小枕	防潮堤	6.4m	現状
安渡	防潮堤	14.5m	変更
赤浜	防潮堤	6.4m	現状

船越湾

地域名	施設名	復旧高	線形
吉里吉里	防潮堤	12.8m	現状
浪板	防波堤	4.5m	現状

土地利用と復興事業等

土地利用の基本方針

1. 津波防災の基本的考え方

大槌町を含む三陸沿岸は、過去数十年に一度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。将来においても今回をさらに上回る津波が来襲することは否定できません。

そういった状況の中、防潮堤など海岸保全施設を整備しても、今回の津波と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域の住宅は、建築基準法第39条第1項の規定に基づく災害危険区域に指定をして、住宅の建築を制限するとともに、防災集団移転促進事業等を利用して、津波浸水が予想されない安全な高台等への移転を基本とします。

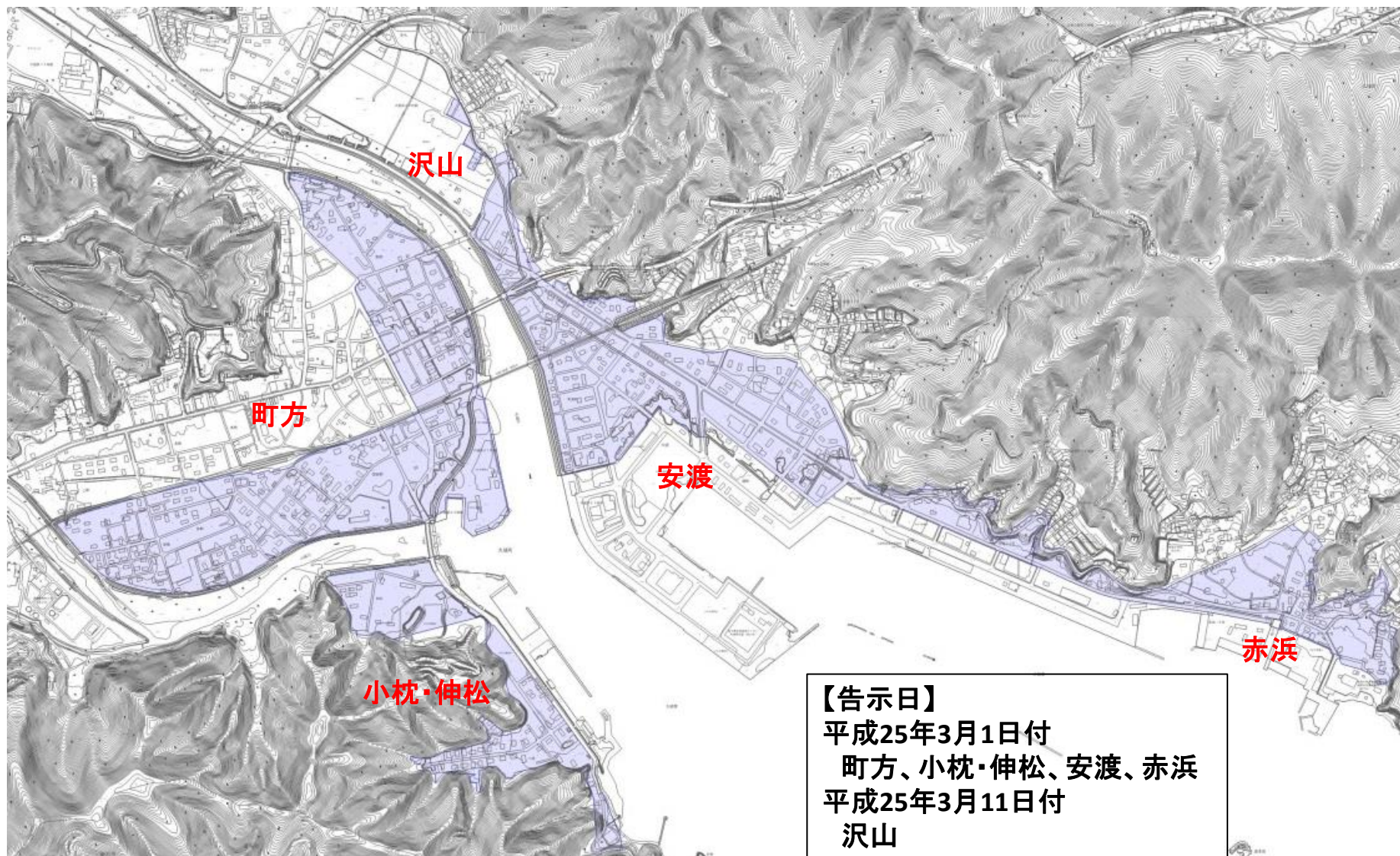
津波シミュレーションの設定条件

2. 区域の指定について

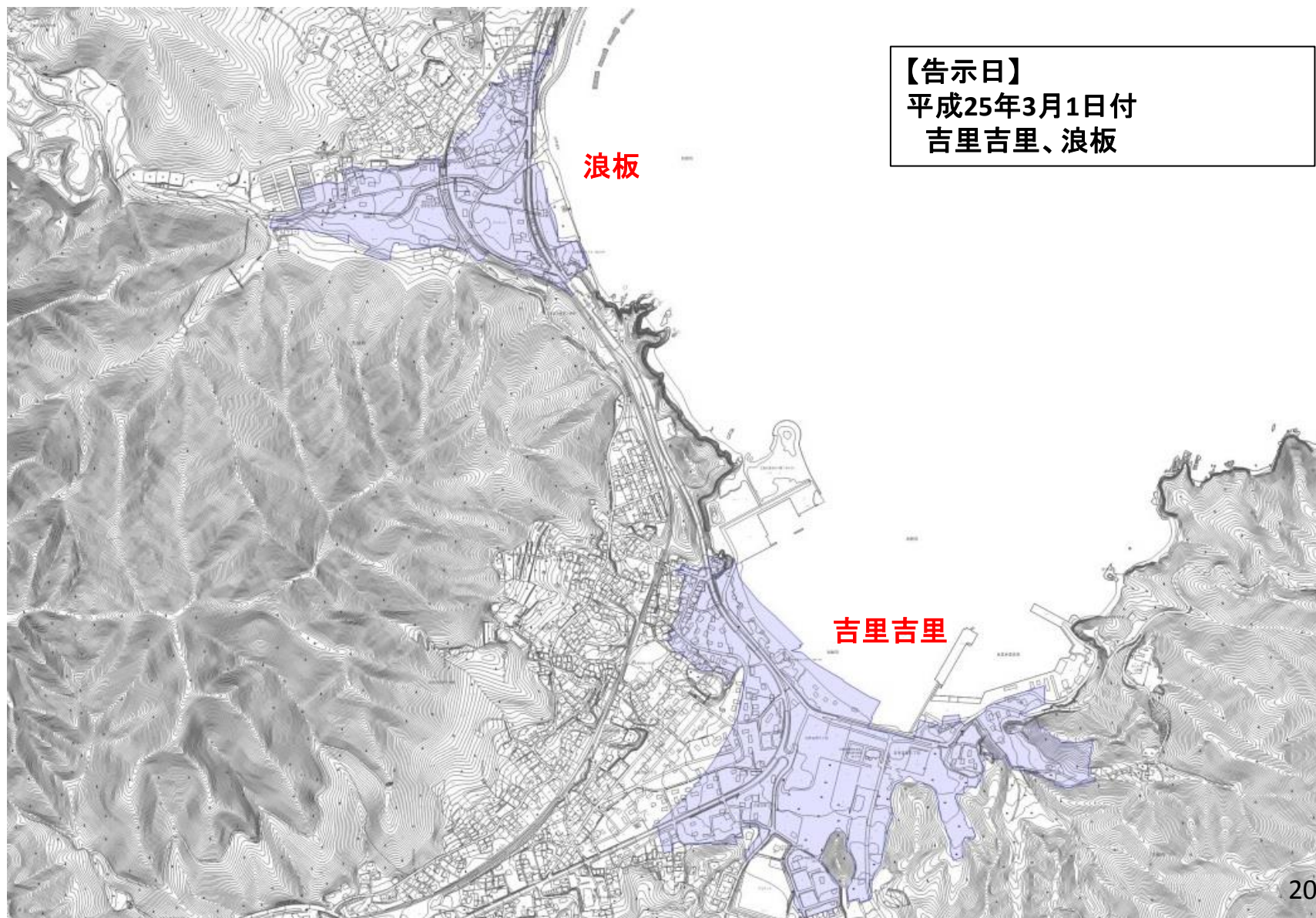
津波シミュレーションにより、建築物に著しい被害が及ぶと予想される区域を町が災害危険区域に指定します。シミュレーションの設定条件は県の考え方に準じています。

目 的	土地利用計画	避難計画やハザードマップ作成
潮 位	東日本大震災津波来襲時の潮位(T.P.-40)	朔望平均満潮位(T.P.+70)
地盤高及び地盤変動	今回の地震後の地盤高とし、さらに沈下することは考慮しない	今回の地震後の地盤高から、さらに沈下することを考慮する
構造物条件	海岸保全施設等の破壊は考慮しない	海岸保全施設等は「条件に応じて破壊」する等の設定

災害危険区域図（大槌湾）



災害危険区域図（船越湾）

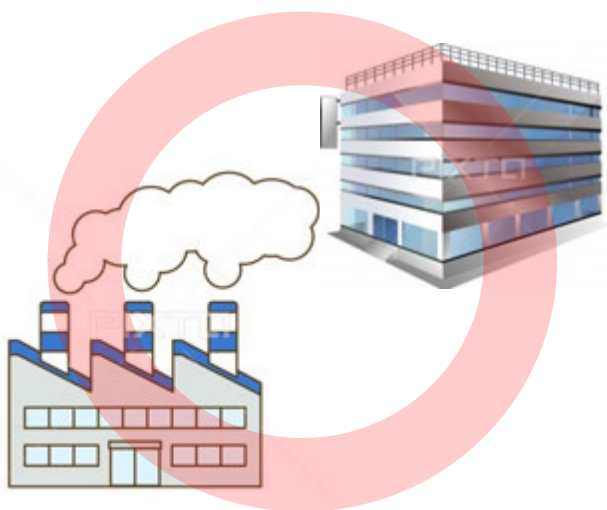


災害危険区域の指定

3. 建築の制限について

災害危険区域では、「**住居の用に供する建築物**」の建築を**禁止**します。住居の用に供する建築物とは、**住宅、アパート等の共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿及び寮**などです。

会社や工場等の人が居住しない建築物は対象外となります。



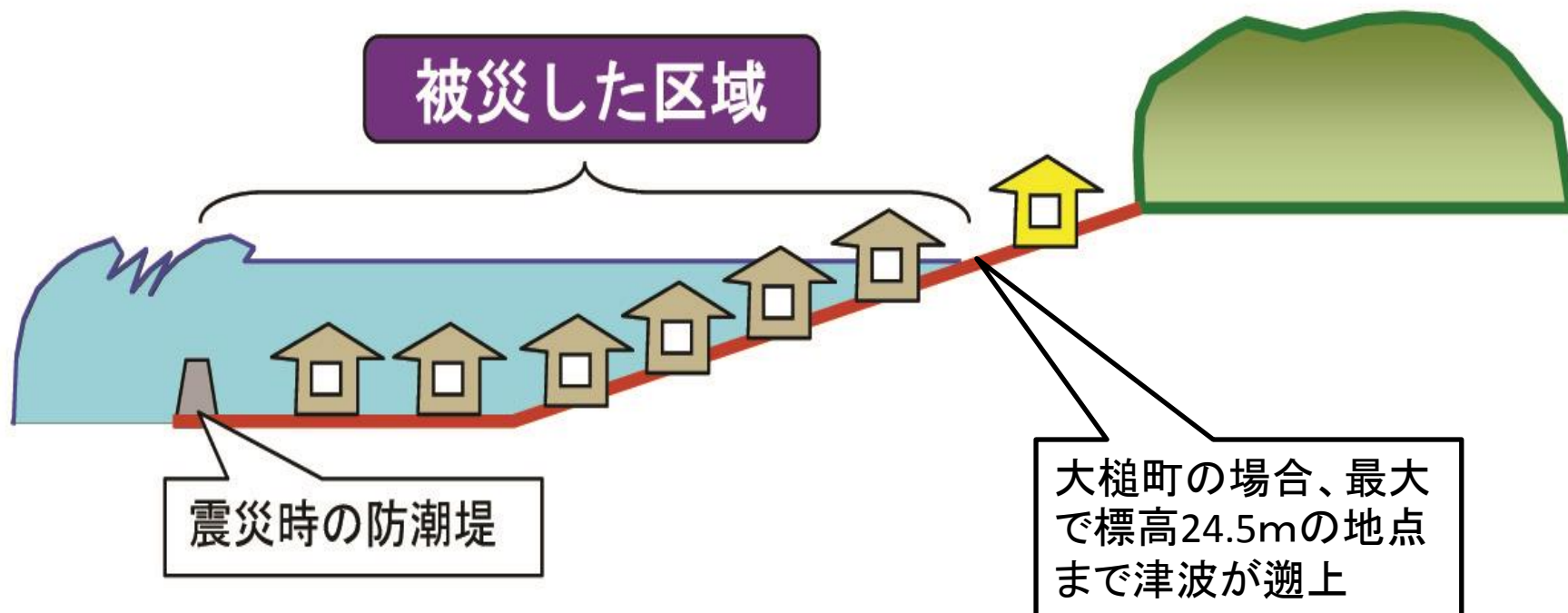
会社や工場等の人が居住しない建物は建築可能



住宅やアパート等の人が居住する建物は建築禁止

土地利用の事業メニューの考え方

1. 被災時の状況



シミュレーションによる事業手法の検討

2. 防災集団移転促進事業と土地区画整理事業

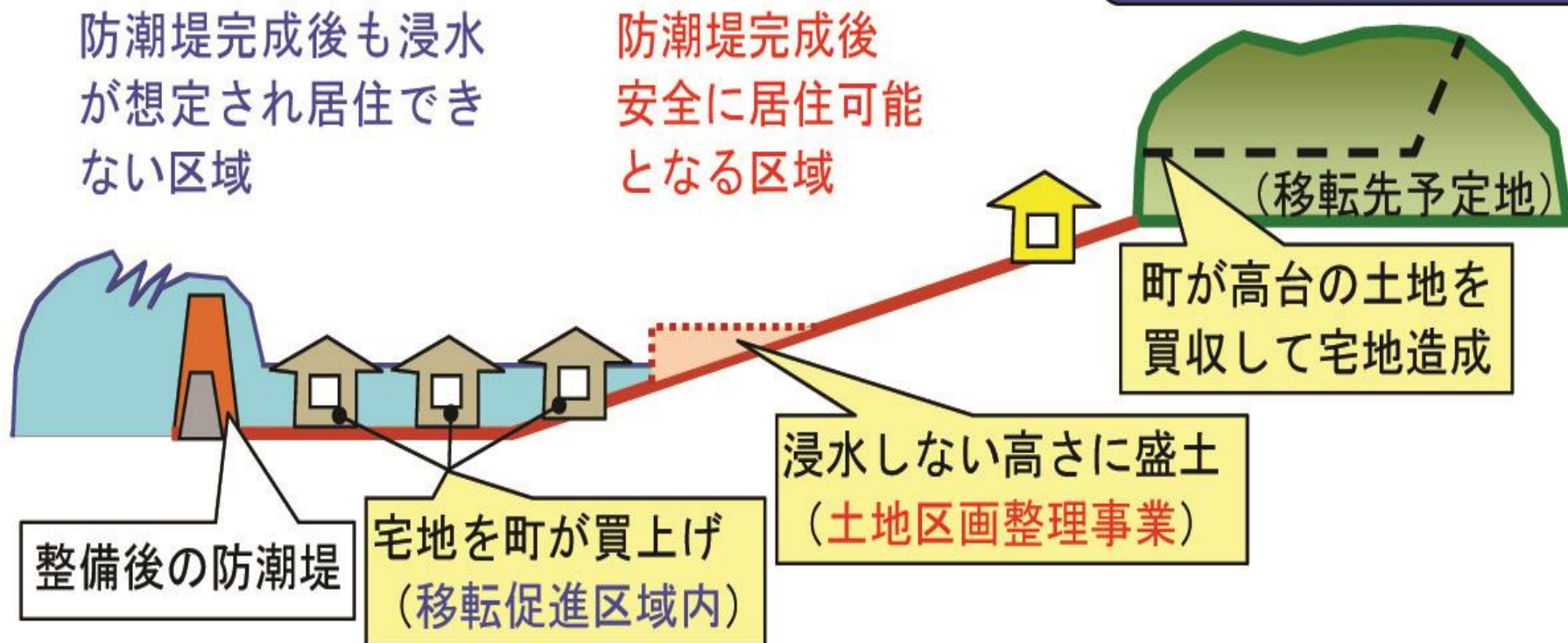
防災集団移転促進事業

防潮堤完成後も浸水
が想定され居住でき
ない区域

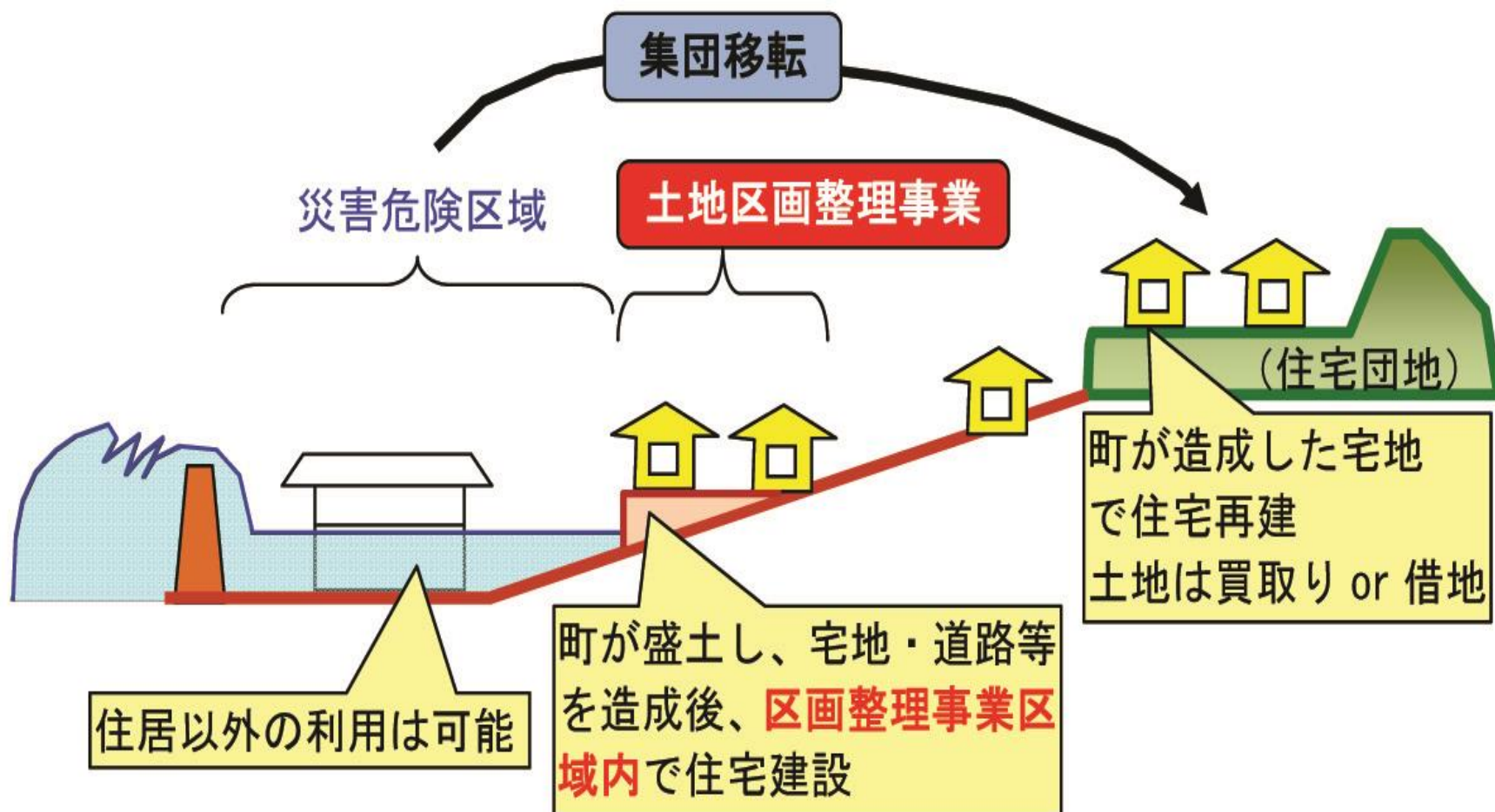
土地区画整理事業

防潮堤完成後
安全に居住可能
となる区域

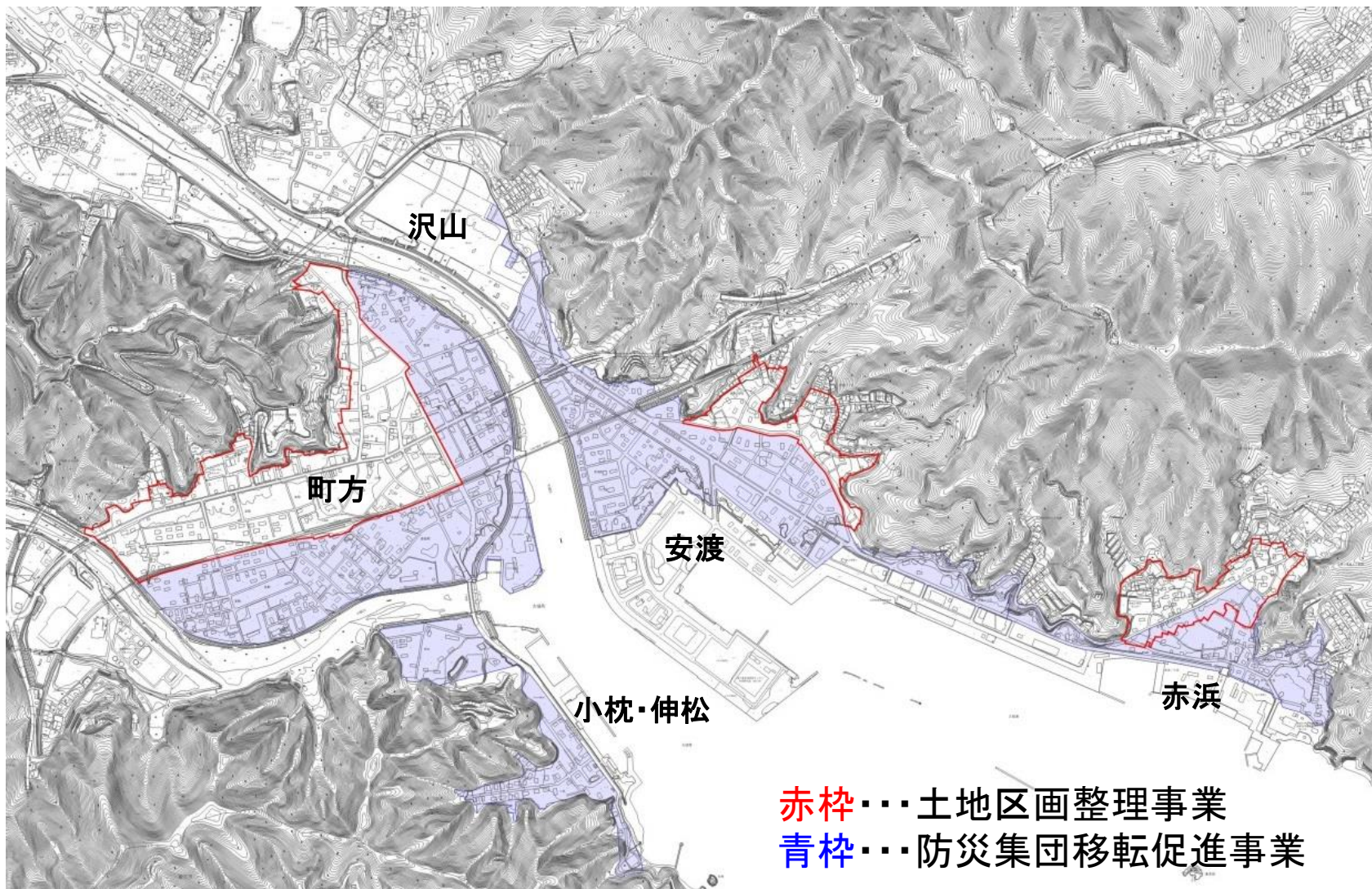
防災集団移転促進事業
(住宅団地)



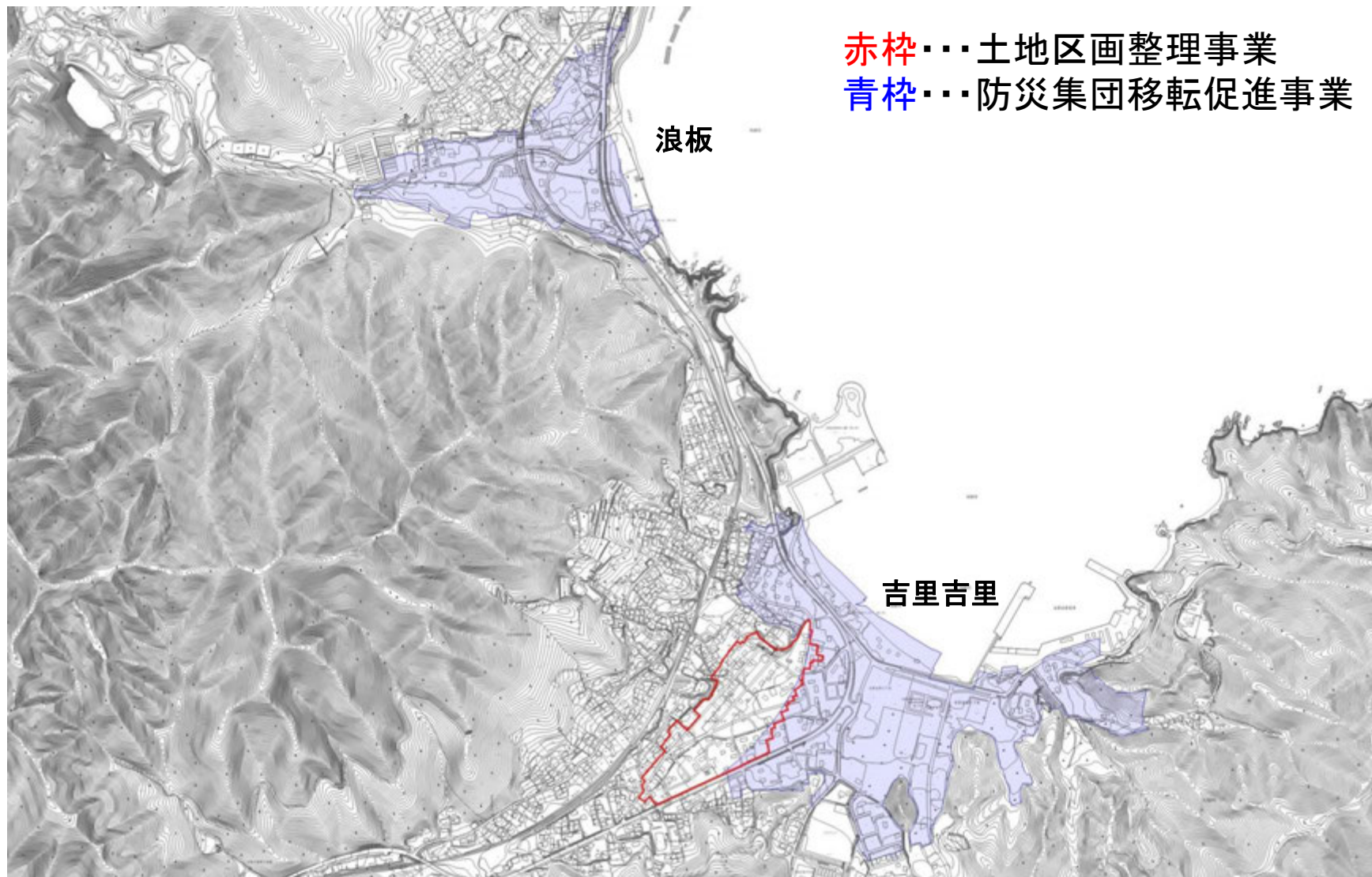
シミュレーションによる事業手法の検討



事業別地域図（大槌湾）



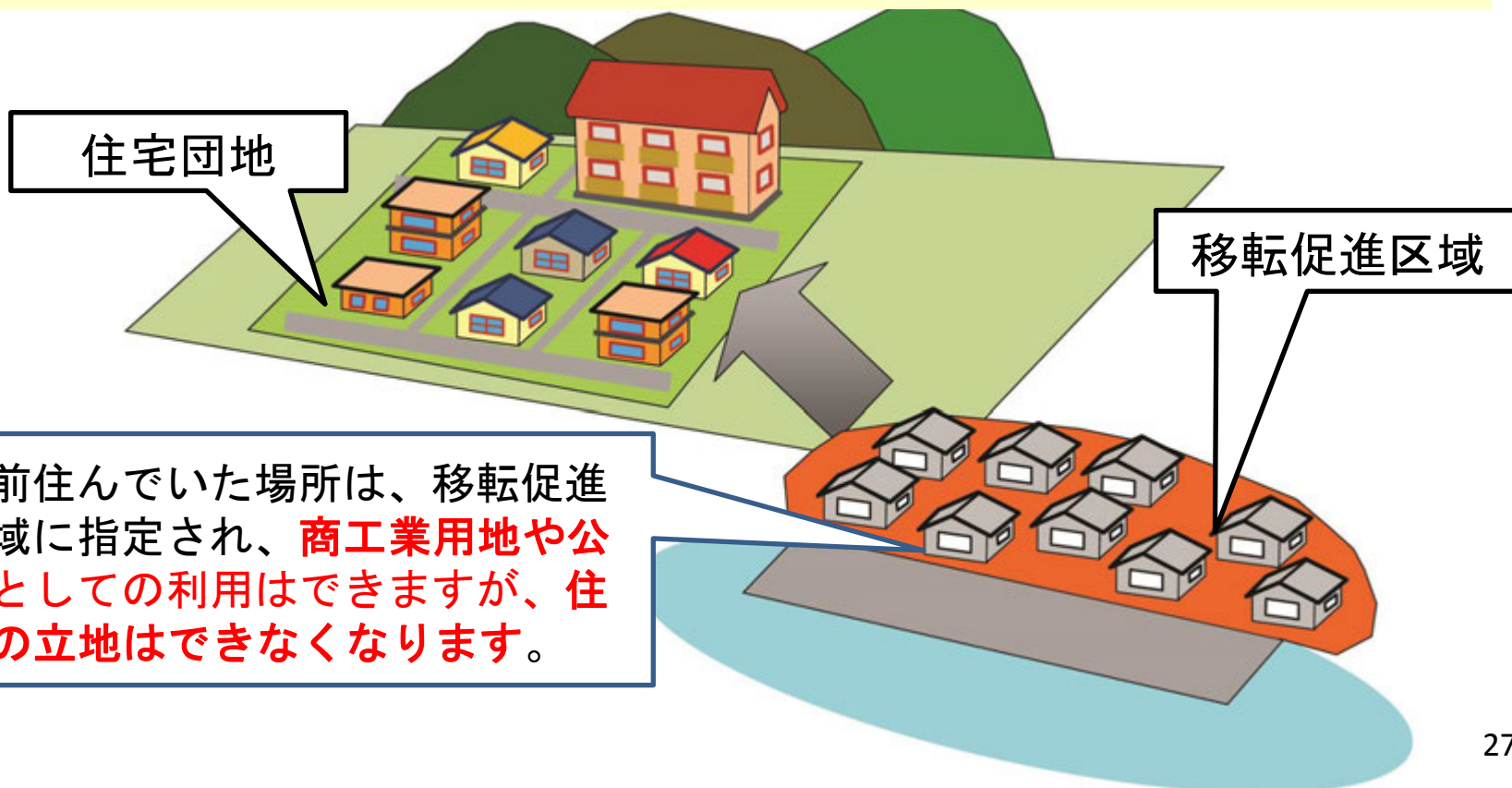
事業別地域図（船越湾）



防災集団移転促進事業①

災害が発生した地域または、災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の居住が適当ではないと認められる区域内の住居を高台等の安全な住宅団地へ集団移転させるための促進事業です。

住宅の集団移転先として、**町が高台や造成地などに住宅団地を整備し、被災された町民の皆さんに譲渡または賃貸します。**



防災集団移転促進事業②

【事業の流れ】

住民の皆さんの**合意**が得られ、移転促進区域に設定された後に、以下の流れで事業を進めます。

①町が「移転先住宅団地」の用地を取得造成

④移転者が住居移転

②町が「移転促進区域」内の住宅地等を買取り

工場、店舗、会社は
対象外

③移転者が新しい住宅団地の土地を購入または
賃借し、住宅を建設

土地の買い取り価格・・・
土地売買契約時点の不動産鑑定評価により決定

防災集団移転促進事業③

【移転先の住宅地について】

- ・ 町が集団移転先の用地を取得し、住宅団地を造成します。住宅団地の造成にあたっては、町が道路や上下水道等のライフラインを整備します。
- ・ 農業や漁業従事者の共同作業所や倉庫などの整備も併せて行うことができます。

町が新しく造成した土地を **購入** するか **借地** するかを選択できます。



一戸あたりの宅地面積は平均

330㎡(約100坪) が**上限**となります。

※「**代替地**」ではないため、震災時点の宅地と同等の坪数を取得できるとは限りません。

防災集団移転促進事業④

補助の内容

利子補給

土地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際には、利子相当額の助成があります（補助限度年利8%）

【上限額】

住宅建設資金の借入：利子相当額 444万円

土地購入資金の借入：利子相当額 206万円

土地造成費の借入：利子相当額 58万円

※町が整備した住宅団地へ移転した場合のみが対象となります。個別移転の場合は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の適用となります（いずれも町内移転が条件。町外は対象外）。

引越費用

【上限額】 78万円

※町外へ移転した場合でも補助の対象となります。

がけ地近接等危険住宅移転事業①

重要

災害危険区域の指定により、個人の土地に移転し、住宅を再建する場合でも**利子補給の対象になります。**

町が整備した団地へ移転



防災集団移転促進事業の
利子補給制度を利用

町が整備した高台へ移転し、住宅を再建する場合

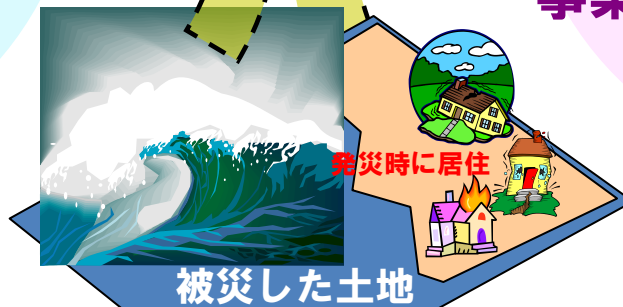
個人の土地へ移転



がけ地近接等危険住宅移転
事業の利子補給制度を利用

個別に所有または取得する個人の土地に住宅を再建する場合

移転先は町内に限る



災害危険区域の指定

※ 防災集団移転促進事業と同様にがけ地近接等危険住宅移転事業でも引越補助があります。

がけ地近接等危険住宅移転事業②

事業概要

町が整備した高台への集団移転ではなく、個別に取得または所有している個人の土地に移転される方に対し、利子補給及び移転に係る費用（引越補助等）の補助金を交付します。

補助要件（以下の条件を全てを満たすこと）

- ①東日本大震災時（平成23年3月11日時点）に災害危険区域内に居住されていた方。※P18～19の図面参照
- ②町からの交付決定前に、各種契約、工事着工、引越を行っていない方。※「町へ申請」⇒「交付決定」⇒「契約・着工」
- ③町内の災害危険区域外の土地に移転する方。

がけ地近接等危険住宅移転事業③

補助の内容

利子補給

土地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際には、利子相当額の助成があります(補助限度年利**8.5%**)

【上限額】

住宅建設資金の借入:利子相当額 444万円

土地購入資金の借入:利子相当額 206万円

土地造成費の借入 :利子相当額 58万円

引越費用

【上限額】 78万円

※撤去費、動産移転費、仮住居費等も含む

土地区画整理事業①

事業区域の地権者の皆さんが、それぞれ**自分の土地の一部を提供しあって、道路や公園などの公共施設用地を確保**（※1）し、かつ自らの土地の区画を整理もしくは別の場所に移転するなどして、**区域全体を適正な土地利用となるよう整理していく**（※2）事業手法です。

※1 道路や公園などの公共施設の整備のために必要な公共用地は、地権者から土地の一部を提供して頂くことになります。

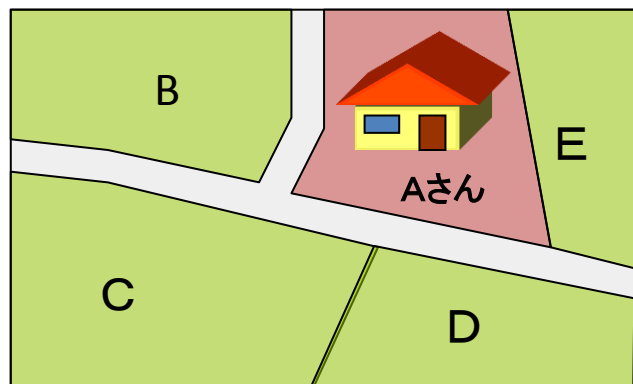
これにより土地が減少することを**減歩(げんぷ)**といいます。

※2 道路・公園等の公共施設の整備に合わせて、個々の宅地を再配置するため、その形や面積、位置などが変わります。

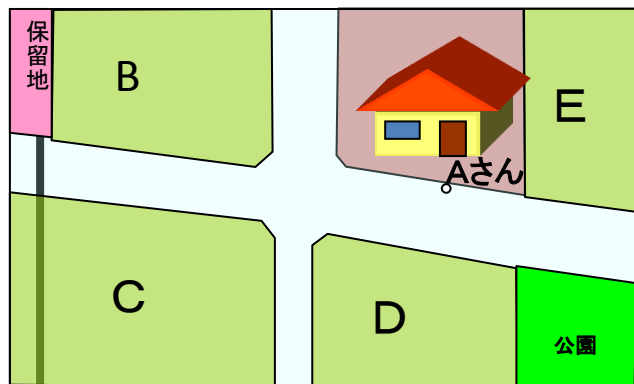
区画整理後に再配置される宅地を「**換地**」といいます。

土地区画整理事業②

【土地区画整理前】



【土地区画整理後】



Aさんの
土地区画整理前の土地

換地

減歩

Aさんに返す
土地区画整理後の宅地

Aさんの
減歩される土地

道路や公園へ(公共減歩)

売却して事業資金の一部となる保留地へ(保留地減歩)

大槌町独自支援事業（4つの支援事業）

1. 大槌町被災者新築住宅支援事業補助金

東日本大震災で被災された方が、大槌町内で住宅を新築する場合、建物一棟に対して150万円を補助します。

2. 大槌町土地区画整理事業等に係る被災住宅債務利子相当額補助金

東日本大震災で被災された方が、大槌町内で実施する土地区画整理事業又は漁業集落防災機能強化事業区域内に住宅を新築する場合、6年目から25年目（最大20年間）までの利子相当額（金利は2%を上限、利子相当額は150万円を上限に1,000円未満は切り捨て）を補助します。

3. 大槌町被災者引越補助金

東日本大震災により大槌町内で被災された世帯が、応急仮設住宅等から大槌町内の新居へ引越する際の費用（上限額10万円）を補助します。

4. 大槌町住宅移転等水道工事費補助金

東日本大震災で被災された方が、大槌町内の水道配水管（本管）未整備の区域で、住宅移転に伴う水道工事を行う場合、配水管（本管）から分岐して居住する住宅の宅地内に設置される最初の止水栓までの給水管布設工事に要する費用（上限額200万円）を補助します。

災害公営住宅の進捗状況（H25年6月現在）

1. 全体計画について

昨年1月に実施した「住宅再建に関する意向調査」をもとに、県・町分併せて計980戸の災害公営住宅を整備予定。

【内訳：県建設分500戸（うち250戸は町に譲渡・管理）、町建設分480戸】

2. 現在、125戸の災害公営住宅を建設中

吉里吉里給食センター隣りに34戸（県）、大ケ口に70戸（町）、源水の屋敷前に21戸（町）を建設中。入居時期は、吉里吉里給食センター隣りと大ケ口は今年8月、屋敷前は今年10月を予定。

3. 今年度着工予定の災害公営住宅

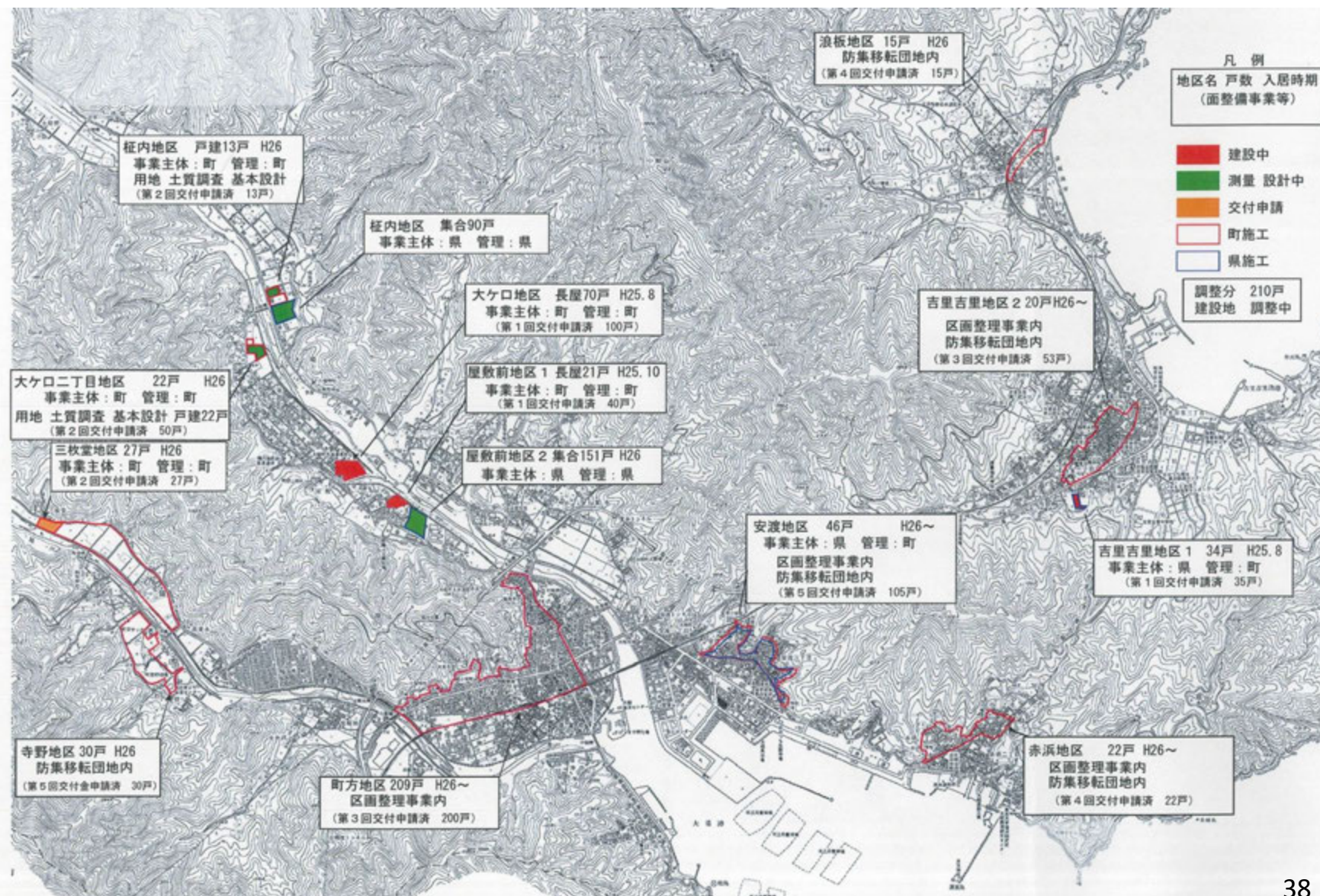
県建設分として旧大槌中学校跡地に151戸（鉄筋コンクリート造5階建て集合住宅）、大桎地区に90戸（鉄筋コンクリート造5階建て集合住宅）の計241戸を夏頃に工事着手予定。

また、町の建設分として、桎内に13戸、大ケ口二丁目に22戸の戸建て住宅をいずれも秋の着工を予定。

4. 今年度で着工は4割に

上記により今年度中に、980戸中401戸（約4割）に着手予定。

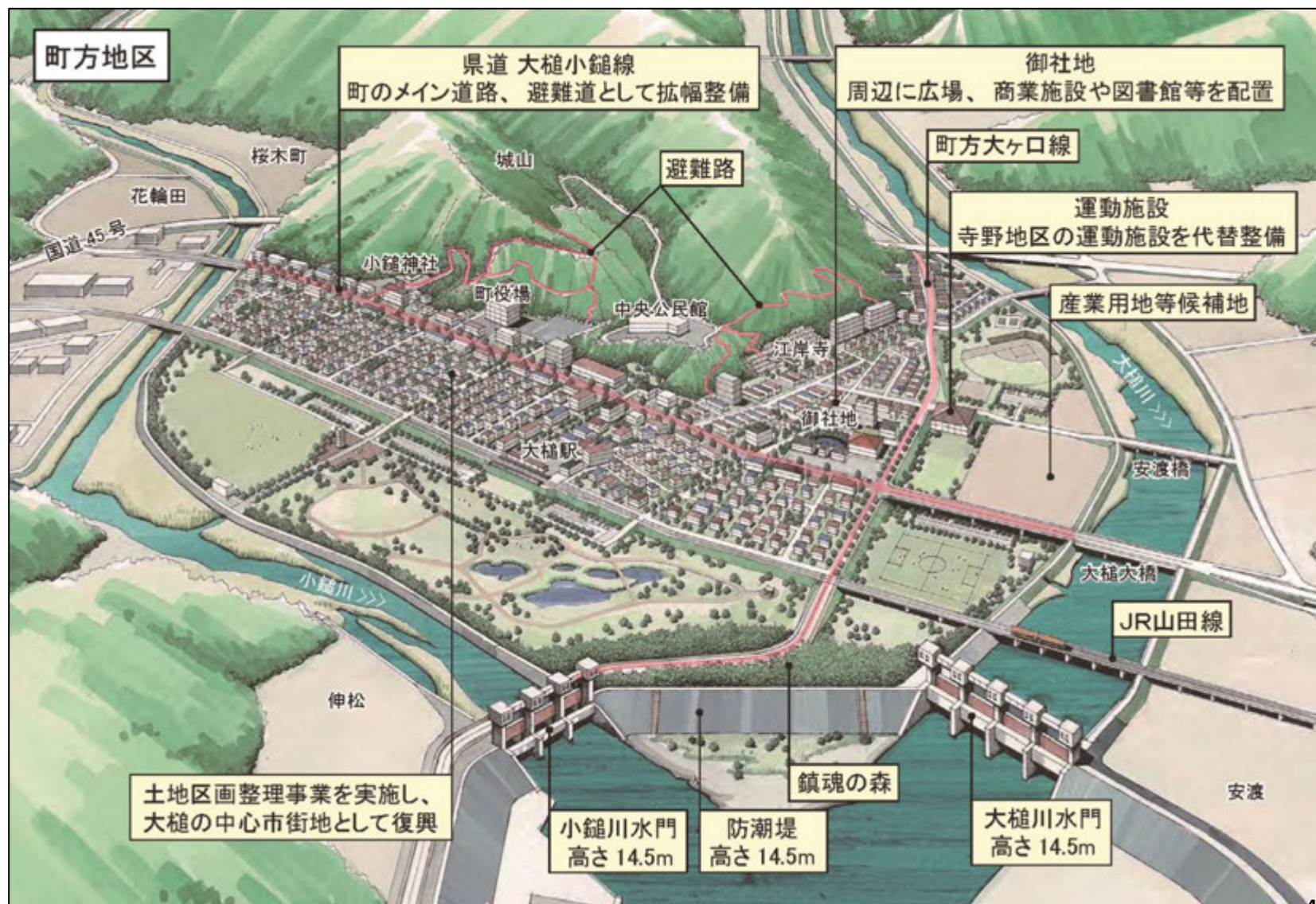
災害公営住宅箇所図（H25年6月現在）



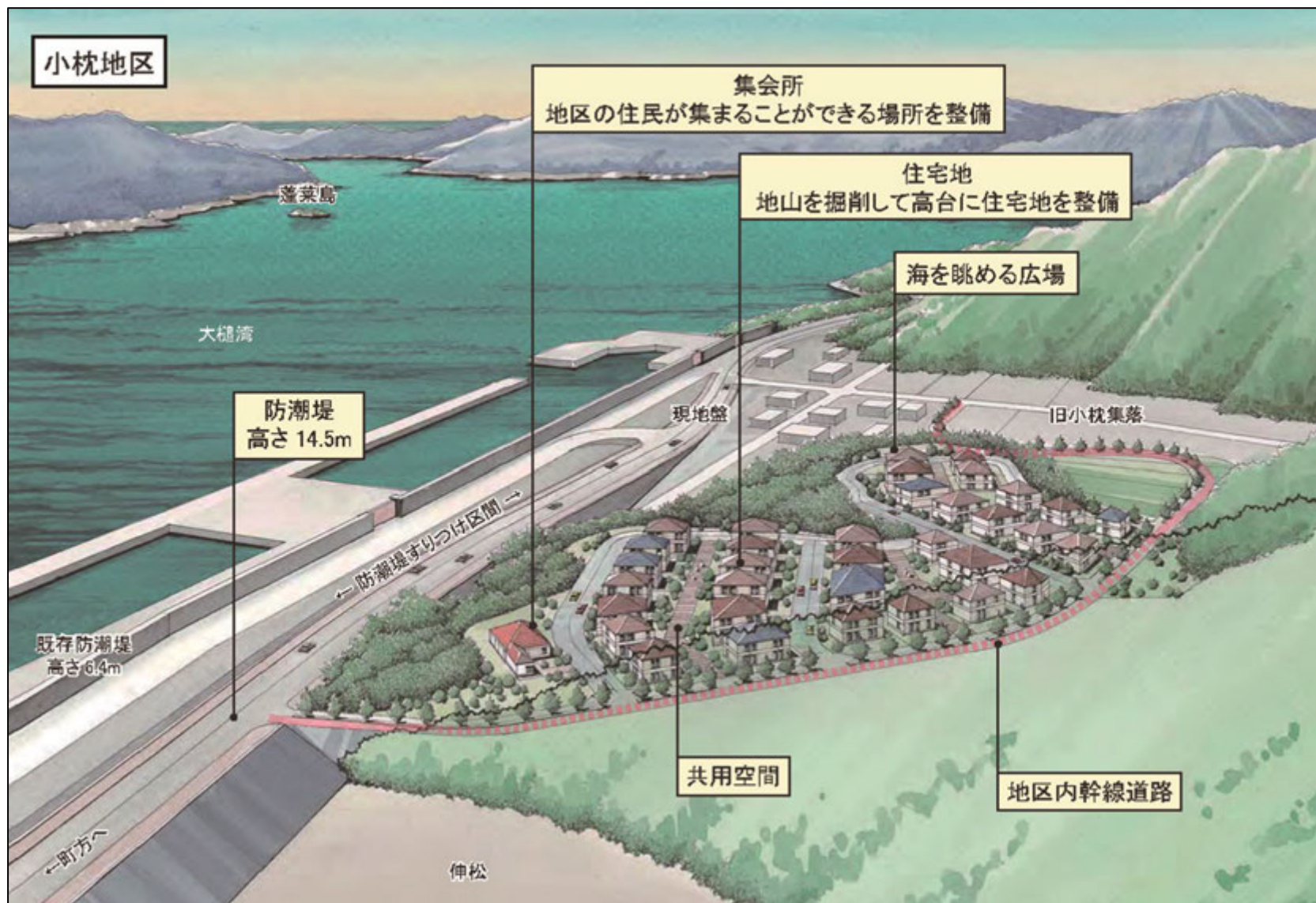
復興まちづくり完成予定図

（H25年広報おおつち3月号掲載）

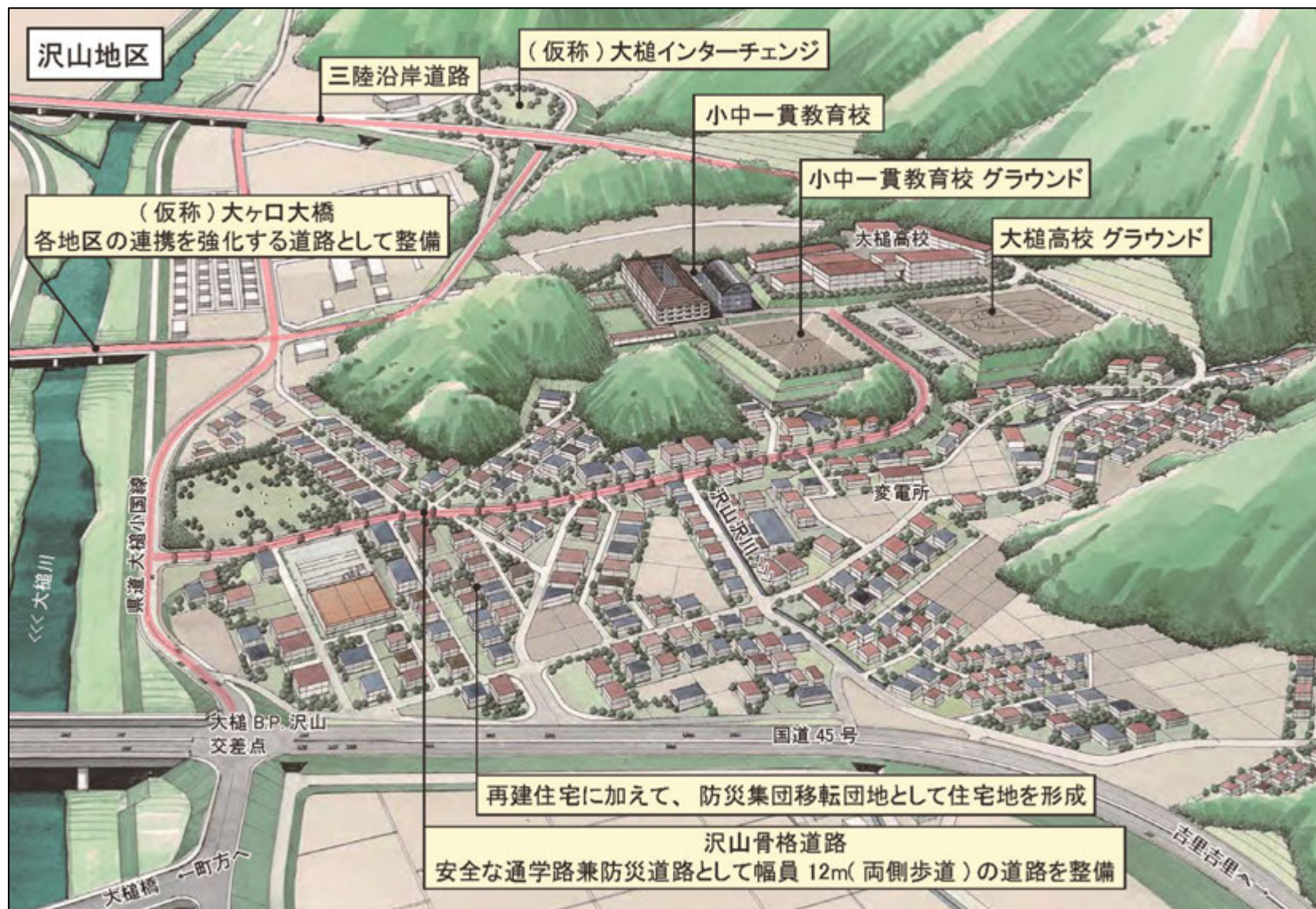
町方地区



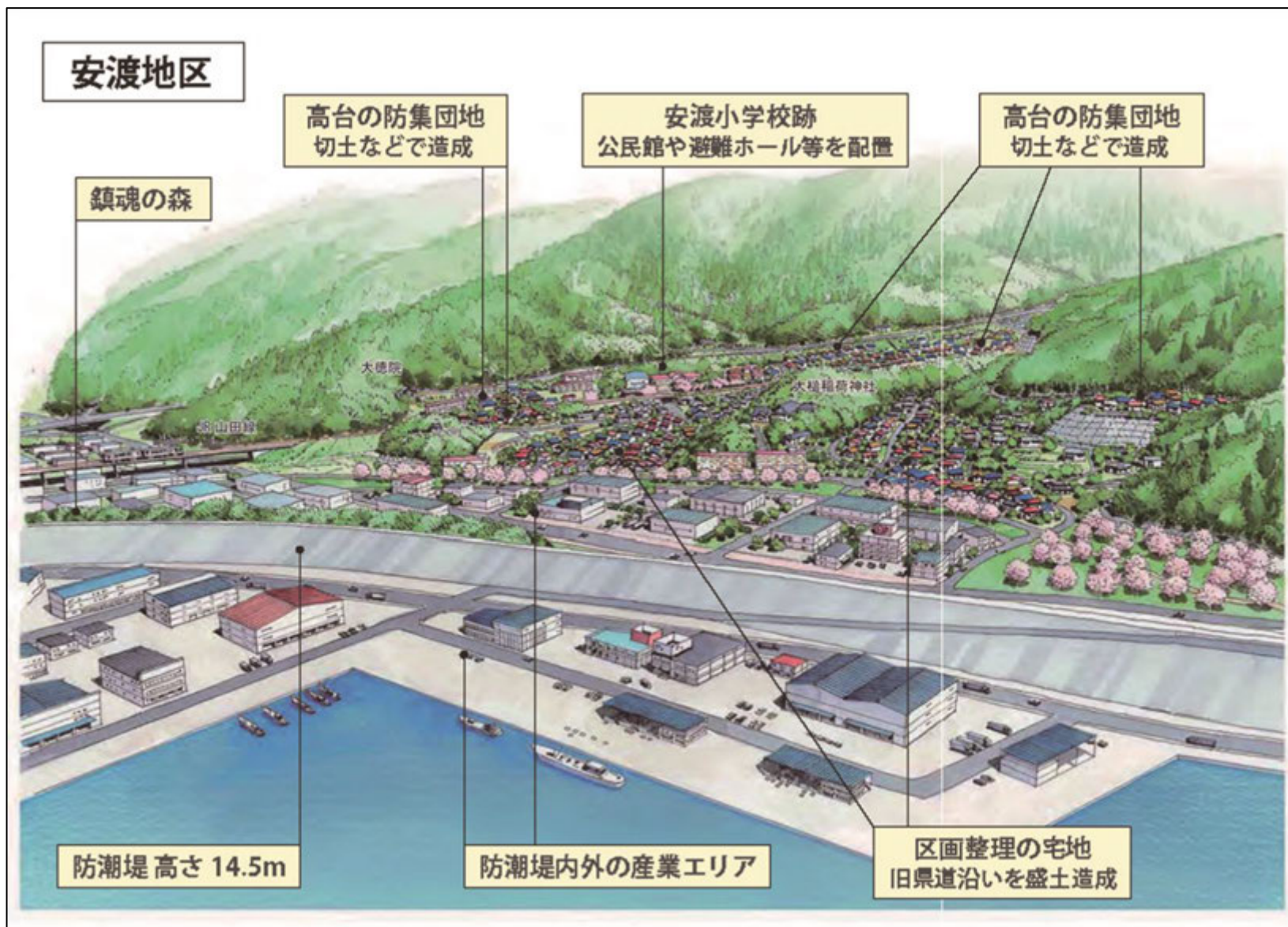
小枕・伸松地区



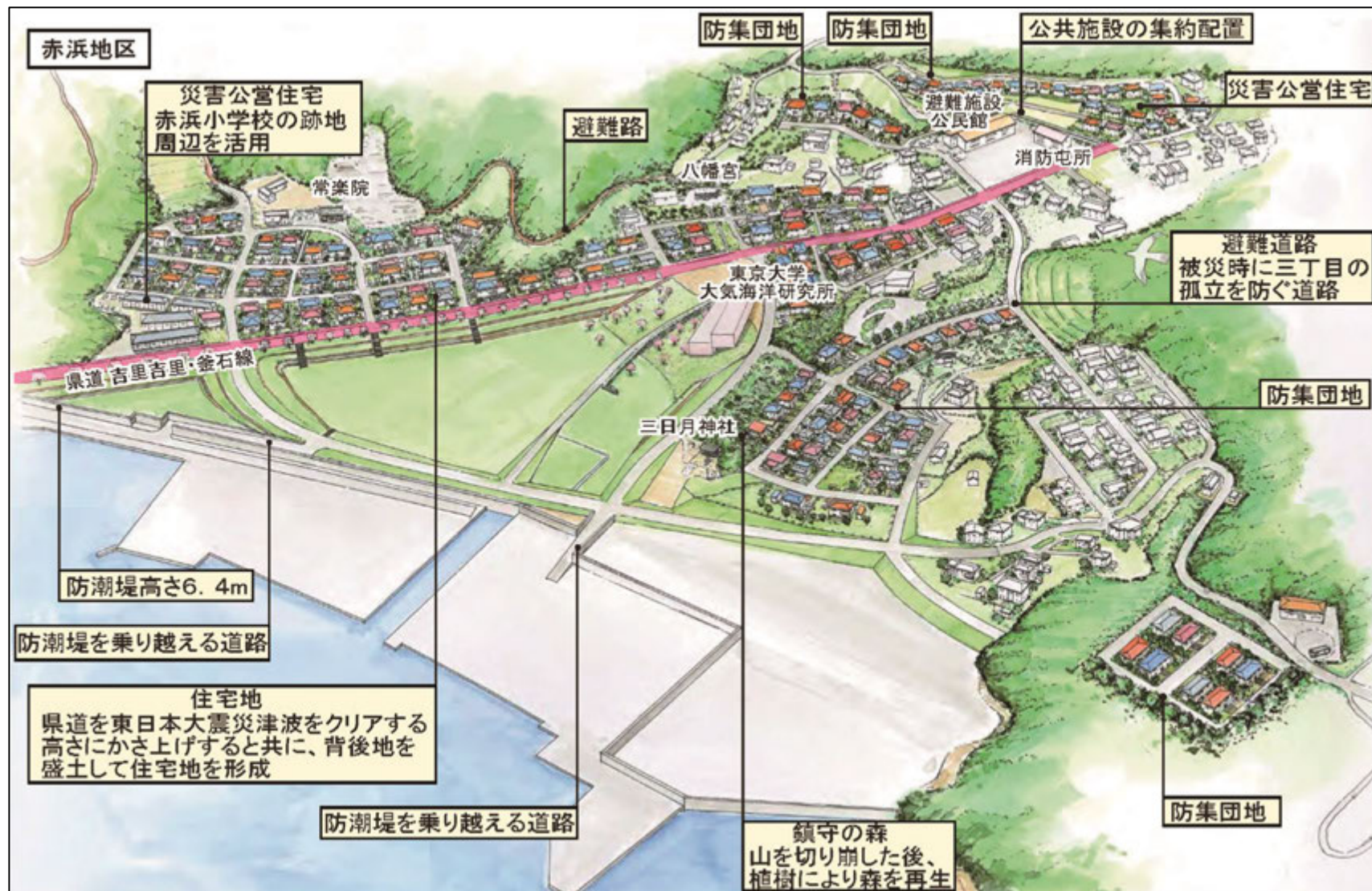
沢山地区



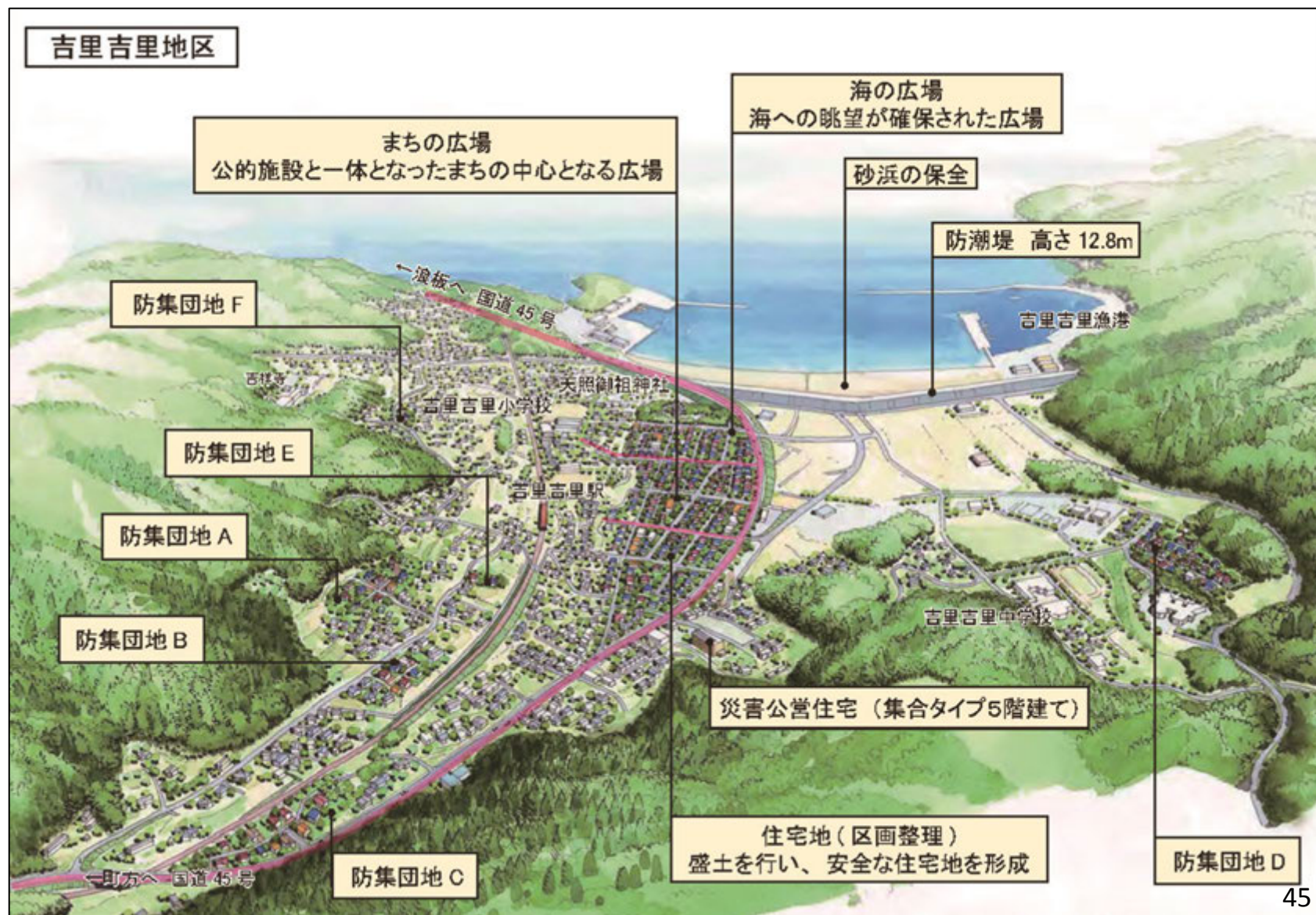
安渡地区



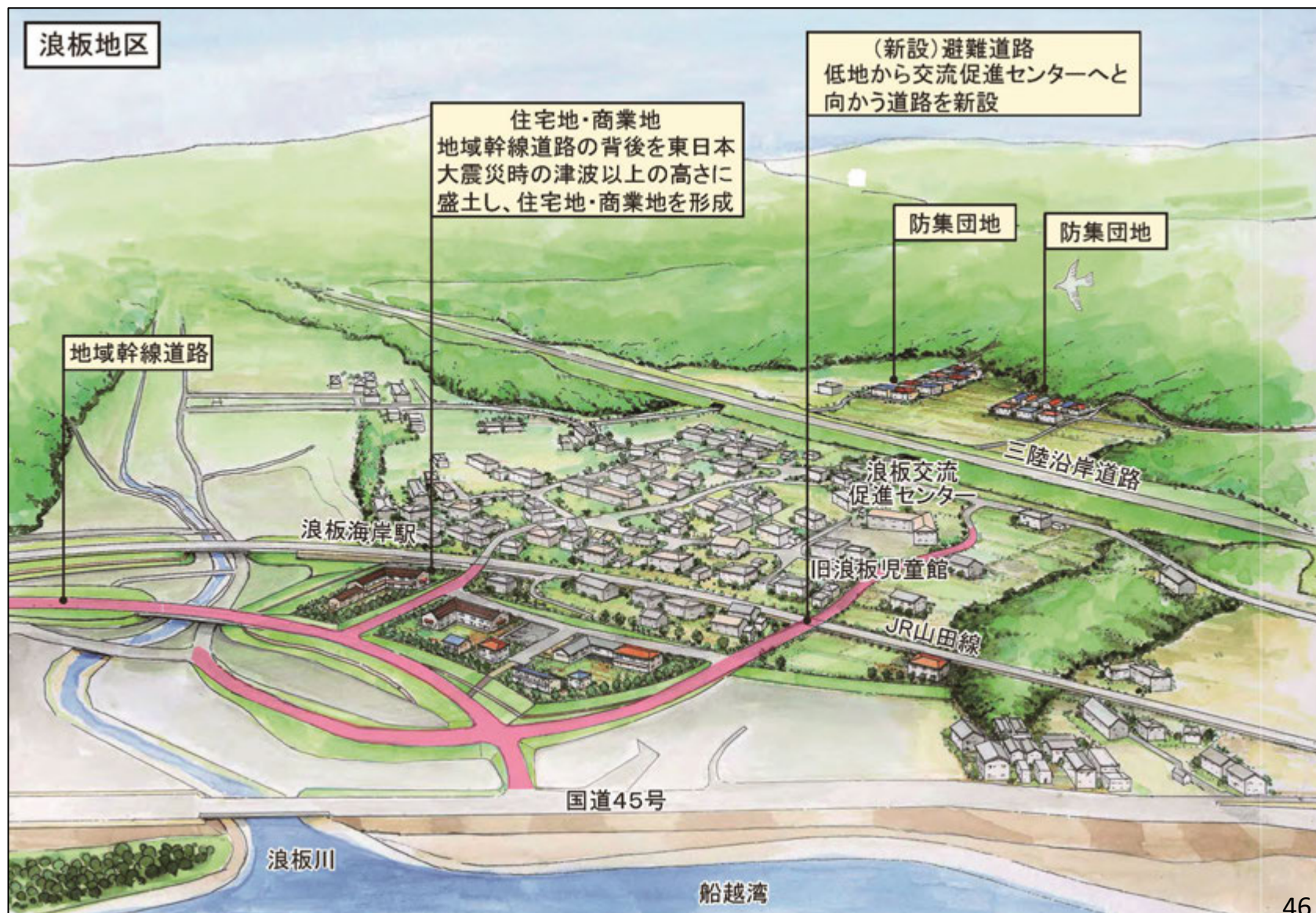
赤浜地区



吉里吉里地区



浪板地区



寺野地区

